

2022年度 事業報告

施設名: 軽費老人ホーム上白根園

所在地: 横浜市旭区上白根 2-64-20

【基本理念】

社会福祉法人旭風会は、高齢者から選ばれる福祉の確立を目指し、利用者が地域に自立して住み続けられるための役割や責任を果たしていきます。また、利用者の幸福を追求し、利用者本位のサービスを提供して、信頼される福祉活動を通じて地域社会に貢献いたします。

【経営方針】

- ・公共的・公益的かつ信頼性の高い経営に努めます。(公益信頼)
- ・基本理念に基づく方針及び関係法令等を遵守します。(法令遵守)
- ・安定した財務基盤を構築できる法人経営を行います。(健全財政)

【運営方針】

- ・いつも笑顔で、明るく優しい態度を心掛けます。
- ・利用者の自主性を尊重し、未永い自立支援をします。
- ・施設での生活が、生き甲斐を伴う有意義なものとなるように努力します。

I. 法人の特色

去年度は、基本方針に基づき、事業計画に掲げた重点事業を中心に「選ばれるサービス」の実現を目指し、「日常生活を中心とした基礎生活の援助」「疾病、身体能力低下予防といった健康管理の援助」「教養および趣味娯楽といった余暇の援助」「家族や友人、地域社会との関係といった社会活動の援助」「生活環境の整備」などを行い、施設生活を総合的にサポートしました。

II. 役員会について

1. 理事会

社会福祉法人旭風会の活動全般にわたる諸事項の決定を行うために、理事会を次の通り開催しました。但し、決算理事会は新型コロナウイルスにより、書面による審議となりました。

【2022年5月25日 令和4年度第1回 理事会】

- 第1号議案 前年度事業報告案について
- 第2号議案 前年度決算書案について
- 第3号議案 評議員会の開催日時と議案内容について
- 報告事項1 監事による監査報告
- 報告事項2 理事長の業務報告

【2022年3月29日 令和4年度第2回 理事会】

- 第1号議案 次年度事業計画案について
- 第2号議案 次年度当初予算案について
- 第3号議案 評議員会への役員候補者推薦について
- 第4号議案 評議員選任・解任委員会への役員候補者推薦について
- 第5号議案 運営規程の改定について
- 報告事項1 令和4年度横浜市による指導監査の結果について
- 報告事項2 理事長の業務報告
- 報告事項3 元利用者からの寄附について
- 報告事項4 新型コロナウイルスによるクラスター発生について

2. 評議員会

社会福祉法人旭風会の活動全般にわたる諸事項の決定を行うために、評議員会を次のとおり開催しました。

【2022年6月15日 2022年度第1回 評議員会】

- 第1号議案 前年度決算書について
- 報告事項1 監事監査の結果について
- 報告事項2 前年度事業報告について
- 報告事項3 役職人事について

3. 監事

理事の職務執行を確認するため、次の通り役員会等に出席と事業報告および会計関係について監査しました。

- ・ 上記、理事会への出席
- ・ 2022年5月21日に前年度に関する監査を実施
- ・ 2022年6月15日の評議員会へ1名が出席し、監事監査報告

4. 評議員選任・解任委員会

今年度は役員改選がなかったため開催はありませんでした。

(年度末に2名欠員がありましたが、評議員の選出については2023年4月12日に開催)

Ⅲ. 重点目標について

1. 長期安定経営のための施策

事業計画では、補助金の引下げや制度変更によるリスクを考慮し、修繕を計画的に行うことで収支のバランスをとりつつ、利用者の生活向上を目指した予算編成をおこない、それに基づき事業を行うことで安定した事業経営を目指しました。その結果、本部会計は元利用者からの寄附があり、施設会計は突発的な修繕がありつつも資金収支差額は予定よりプラスとなりました。結果として、本部会計、施設会計共に黒字となっております。今後は突発的な修繕があることを前提に、更なるコスト意識を持ち、慎重な事業経営を行ってまいります。

2. 利用者確保の対策

利用者確保のため、横浜市内の軽費老人ホームと連携し、横浜市・東京都の包括支援センターおよび福祉保健センターにパンフレットを送付したほか、利用者募集の広告を共同で掲載しました。また、在宅で暮らすには所得が低く自立した生活が困難な高齢者や健常者であっても虐待を受けている高齢者など福祉保健センターに相談があった緊急性の高いケースについては、最優先に受け入れる方針であることを伝え、その様なケースの高齢者の入園を積極的に行い、利用者確保と同時に福祉施設として、軽費老人ホームの存在意義を高めました。

3. サービス向上策の推進

利用者の平均年齢の上昇に伴い身体機能の低下が進み、介護ニーズが増大している現状に対応するため、要支援以上の利用者(要介護者)への生活介助を積極的に行ったほか、体調不良者への給食サービスとして、キザミ食、粥食、高カロリー補助食品の提供を行い、外部事業者によるサービス(デイサービス)との連携を図り、一日でも長く当園で生活していただくよう努めました。また、ご家族および保証人がいなくなった利用者の方には、後見人(弁護士など)の紹介を行いました。

介護予防対策と生き甲斐作りとして行事、クラブ活動、健康体操等を実施する予定でしたが、

新型コロナウイルスの感染拡大のため、内容変更、一部中止となりました。その代替として、訪問衣類販売や、コロナ感染対策を施して花見茶会等の屋外の行事をレクリエーションとして実施しました。

4. 保健衛生と安全防災の管理

安全防災の管理については、東日本大震災の甚大な被害状況を踏まえ、震災対策に重点を置き、非常食、飲料水の備蓄の充実を図り、防災訓練を年2回と炊出し訓練を実施し、職員の訓練の習熟度の向上に努めました。また、消防署の査察や業者による防火設備点検で、指摘のあった消防設備器具等の不備については、緊急事態宣言解除後、期間を置かず改善を行い利用者の安全を図りました。

保健衛生管理については、新型コロナウイルスを最重要事項と位置づけ、新型コロナウイルス並びにインフルエンザウイルス予防対策として、不要不急の外出自粛、公共交通機関を利用した移動自粛、県を超えての移動自粛、外出時および施設内においてもマスクの着用を義務化、更なるうがい手洗い消毒の励行、利用者および職員の検温の徹底、職員への抗原検査を実施、全員が濃厚接触者とならないようなシフト調整、行事およびクラブ活動の内容変更および一部停止、陰圧装置を設置した隔離部屋(静養室)の確保、感染症対策委員会の開催頻度の増加等を行いました。面会者と来園者についても面会制限、検温の徹底と園内のマスク着用、面会者数の制限等を行いました。また、緊急事態宣言下では外出の原則禁止、面会の禁止と来園者の入園禁止、行事およびクラブ活動の全面停止、職員による買い物の代行等を行いました。また、インフルエンザ予防対策の強化や予防開始の時期を早めるなどの措置を講じ、予防接種を希望する利用者や職員に行ったほか、職員にマスクやうがい薬、消毒液等を購入奨励、両ウイルスなどの感染症のまん延防止に努め、利用者が発熱などの風邪諸症状を発症した場合は面会謝絶とし、直ちに通院し抗原検査を行い、数日間発熱状況と有酸素量など身体の状態観察の強化をしました。

しかし、7月に利用者1名が新型コロナウイルスに感染、(おそらく通院先の待合室で感染)感染が判明後すぐに本人が入院したことで、感染は1名のみとどまりました。その後12月には利用者13名と職員4名が感染してクラスターが発生しました。入院したのは1名のみで、他は施設内での療養となりました。終息までは1か月程度を要しました。

ノロウイルスの予防に関しては、食品納入業者および栄養士や調理員に対し食材の鮮度、調理時間、室温には十分配慮するように勧告したほか、介助職員に対しては、利用者による下痢や嘔吐があった場合にノロウイルスを念頭に置き、処理消毒を行いました。

5. 施設整備等の事業

整備事業および改修事業、固定資産の購入を以下のとおり行いましたので、報告いたします。(事業額50万円以上または事業計画に記載のもの)

- (1) 事業計画の整備改修事業
 - ・非常灯老朽化による交換工事
- (2) 突発的な整備改修事業
 - ・消防放送設備改修工事
- (3) その他軽微な修繕(50万円以下)
 - ・厨房給湯器交換工事
 - ・排水管詰まり工事
 - ・地階給湯器交換工事
 - ・空調漏水改修工事
 - ・浴室電灯の漏電遮断器の設置

(4) 固定資産の購入

- ・談話室の一部を面会室に改修(全額補助金による購入)
- ・夫婦部屋の内扉の改修(一部補助金による改修)
- ・故障したパソコンの買替